

## グローバルヘルス戦略推進協議会の開催について（改正案）

令和 3 年 6 月 18 日  
令和 3 年 10 月 18 日  
健康・医療戦略推進会議決定

1. 健康・医療戦略の推進に際し、国際社会が目指すユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成へ貢献することの重要性に鑑み、グローバルヘルス戦略推進に係る取組を関係府省が連携して進めるため、「グローバルヘルス戦略推進協議会」（以下「協議会」という。）を開催する。
2. 協議会の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係府省その他関係者の出席を求めることができる。
3. 協議会の庶務は、財務省及び厚生労働省の協力を得て、内閣府健康・医療戦略推進事務局及び外務省において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

グローバルヘルス戦略推進協議会 構成員

議長 内閣府健康・医療戦略推進事務局長

構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補（外政担当）付）

外務省国際協力局長

外務省大臣官房地球規模課題審議官

財務省国際局長

厚生労働省大臣官房総括審議官（国際担当）